

2020-2021年のユネスコ活動に関する方針（答申案）

（文化分野抜粋）

I 2020-2021年のユネスコ活動に関する我が国の基本的方針（文化分野）1. ユネスコにおける主な取組の現状

- ユネスコ文化局では、「文化遺産の保護、理解増進及び継承」と「創造性及び文化的表現の多様性の涵養」の二つの戦略目的の下、文化局において保持する7つの文化関係条約の効果的な履行を促進することで、加盟国の開発戦略等に文化的観点を組み込み、地域における文化遺産の保護・理解増進、創造産業の振興、文化多様性の確保に取り組んでいる。

（参考）文化関係条約

- ・武力紛争の際の文化財の保護のための条約（ハーグ条約）（1954）
 - ・文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約（1970）
 - ・改正万国著作権条約（1971）
 - ・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（1972）
 - ・水中文化遺産保護に関する条約（2001）
 - ・無形文化遺産の保護に関する条約（2003）
 - ・文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（2005）
- これらの文化政策は、「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、SDG11（包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住の実現）及びSDG16（持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進）の達成に貢献するものとして推進されている。また、SDGターゲット4.7における文化多様性の尊重に資するものとして世界遺産・無形文化遺産に関する遺産教育が進められている。

2. 我が国の主な活動状況

- 日本は特に、世界遺産条約や無形文化遺産保護条約など文化関連条約の履行・運用に積極的に参画している。こうした条約の運用に中心的役割を果たす世界遺産委員会の委員国を通算3期（平成5年（1993）から平成11年（1999）、平成15年（2003）から平成19年（2007）、平成23年（2011）から平成27年（2015））、また、無形文化遺産保護条約政府間委員会の委員国を通算3期（平成18年（2006年）から平成20年（2008年）、平成22年（2010年）から平成26年（2014年）、平成30年（2018年）から現在）務め、国際的な文化遺産保護に向け、我が国の知見を活かしながら条約履行に寄与している。なお、日本国内の世界遺産は現在23件（うち文化遺産19件）、無形文化遺産（代表一覧表記載案件）は21件を数える。

- また、ユネスコ創造都市ネットワークについて、現在、神戸市、名古屋市、金沢市、札幌市、鶴岡市、浜松市、丹波篠山市、山形市が加盟都市となっている他、現在旭川市及び石垣市を我が国からユネスコに対して推薦中。
- 我が国は、これまで、外務省信託基金等を通じ、アンコールワット（カンボジア）、バーミヤン（アフガニスタン）など、海外の世界文化遺産の修復事業に貢献してきたところ。現在は、中央アジアにおけるシルクロード関連遺産の世界遺産推薦事業を支援している。

3. 2020－2021年のユネスコ事業に関する我が国の基本的方針

(1) 日本の強みを生かした国際貢献

- 我が国は、ユネスコを中心とした文化遺産保護の国際的な取組に先駆け、昭和25年（1950年）に制定された文化財保護法に基づき国内の文化財保護に取り組んできており、国際的にも高い水準にある修復技術や知見を蓄積してきた。平成18年（2006年）には文化遺産国際協力推進法が制定され、国内で培った豊富な知見を海外の文化遺産保存修復にも活用していくため、文化遺産国際協力コンソーシアムが設立されるなど、国際協力をオールジャパンで推進していく体制が構築されている。世界各地で自然災害や紛争による文化遺産への被害が後を絶たない現状において、今後ますます我が国の高い専門性を活かした国際貢献を推進していくことが重要である。

(2) 多文化共生の考え方に基づく異文化理解の機会提供

- 異文化間の理解促進はユネスコの根幹的使命の一つである。文化関係条約の履行推進は、個別の文化遺産の保護にとどまらず、世界の文化の多様性を保持することにも貢献するものであり、異文化理解の契機となる。我が国の有形・無形の文化遺産の国際的な登録のみならず、登録後の世界への発信や、世界各地の様々な文化遺産を守り伝える主体との双方向の交流促進に努めることが望まれる。

(3) ユネスコ活動の基盤強化

- ユネスコの関連条約の中でも、特に世界遺産条約や無形文化遺産保護条約は国内でも認知度が高く、ユネスコのシンボルともなっている。これを踏まえ、今後国内において、ユネスコスクールや各地のユネスコ協会等の協力を得ながら、認知度の高い世界遺産等の保護・普及・継承を通じたユネスコ文化活動の発展が望まれる。また、文化遺産の保護・継承に次世代の存在は欠かせないものであり、上記活動を通じたユネスコ活動の次世代を担う人材の育成も望まれる。
- ユネスコカテゴリー2センターである国立文化財機構アジア太平洋無形文化遺産研究センターを通じ、アジア太平洋地域における無形文化遺産研究に貢献する。

また、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護のため、ユネスコのカテゴリー2センターにおける日中韓の協力を引き続き推進する。

- ユネスコ創造都市ネットワークへ加盟している都市間の交流やその他地域との連携も重要である。

II 第40回ユネスコ総会における2020-2021年事業・予算案(40C/5)等に関する方針(文化分野)

(1) SDGs 達成に資する活動を意識した文化政策の推進

- 文化遺産の保護、文化的表現の多様性の確保、文化的・創造的産業の促進は、地域コミュニティの活力を高めるものとしてSDG11(持続可能な都市)の重要な要素であるとともに、異なる文化間の相互理解を深めることで、SDG16(平和)の達成にも寄与するものである。ユネスコにおいて、SDGs 達成を意識した文化政策の立案・実施を推進していることを歓迎する。我が国としてもユネスコ活動がSDGs 達成の貢献に資するものであることを、積極的に発信すべきである。

(2) 他分野との連携

- 「世界の記憶」事業の主な目的である記録物の保全・保護は、文化遺産の保護や博物館振興とも親和性が高く文化政策と一体的な推進が有効である。また、自然科学局のユネスコエコパーク、ユネスコ世界ジオパーク事業も、自然環境や生態系の保全のみならず地域における文化の継承を目的の一つとしており、文化局事業との相乗効果が見込まれる。ユネスコが局の壁を超えて連携することを期待している。